

## 2026年度 概要書

本書面では申込に関する注意事項・重要事項についてご説明しております。  
書面の内容をよくお読みいただき十分にご理解した上でご契約ください。

VALLOON ART SCHOOL が行う役務の提供行為とは、お申し込みいただいた当該コースを受講できる学習環境・設備を用意し、講師による一斉指導、または個別指導を行う行為です。

### 1. 事業者氏名（法人名）、住所、電話番号、代表者氏名

事業者 有限会社金沢アトリエ  
住所 神奈川県鎌倉市大船 2-18-28  
代表者 代表取締役 尾竹 仁  
役務の提供場所 Sanatana Art and Design Studio 東京都台東区駒形 1-2-13 一丁目ビル 6階

### 2. 役務の内容

役務の種類 VALLOON ART SCHOOL が行う美術指導  
役務提供の形態または方法 一斉指導、個別指導  
役務を提供する時間数などの合計 下表内参照  
※5月末日までに最低開講人数（10名）に達しなかった場合、開講しない場合がございます。  
その場合は、申込者へ納入いただいた学費を全額返金いたします。

### 3. 役務の対価（学費）

●4月入学学費（税込）

授業日時	期間	授業回数	学費
隔週水曜 19:00～21:00 隔週日曜 10:00～18:00	26年6月3日(水)～ 27年5月30日(日)	年間 全48回	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括納入 ¥660,000</li> <li>分割納入 初回納入額：¥115,500(2ヶ月分+手数料) 2回目以降引落額：¥55,000×10回</li> </ul>

- ・税込表示をしています。
- ・分割納入の場合は、初回納入額¥110,000(2ヶ月分)に、分納手数料¥5,500が含まれます。

### 4. 前項「3. 役務の対価（学費）」の納入時期、方法

一括納入の場合 Web フォームからのお申込日より1週間以内に学費を指定銀行口座にお振り込みください。

分割納入の場合 Web フォームからのお申込日より1週間以内に初回納入額を指定銀行口座にお振り込みください。  
別途、所定の手続きを経た上で、以下「自動引落日」に自動引き落としにてご納入いただきます。  
[自動引落日]  
7/28(火)、8/28(金)、9/28(月)、10/28(水)、11/30(月)、12/28(月)、1/28(木)、3/1(月)、3/29(月)、4/28(水)

### 5. 手数料

- 以下のいずれかに該当する場合、学費に手数料が発生いたします。ご了承ください。
- ・お客様都合で設定した口座に不備があり引落不能となった場合（口座情報誤り、印鑑相違等）、手数料 550 円加算。（※）
  - ・口座自動引落設定（Web 手続き）が各月所定の日までに完了していない場合、自動引落額に手数料 550 円加算。（※）
  - …口座自動引落設定の Web 手続きをおこなったにも関わらず、当社都合により口座設定が期日に間に合わない、または自動引落不能の場合は、手数料は発生いたしません。
  - ・口座残高不足等で引落不能となった場合、自動引落額に手数料 550 円加算。（※）
  - （※）加算となる場合は、毎月ではなく該当月となります。

### 6. 役務の提供期間

契約書面交付日より、2027年5月末まで。

### 7. クーリング・オフに関する事項

- ①. 契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば書面により契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます。
- ②. 入学申込・契約者は、当社が特定商取引法（以下「法」といいます）第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当社が法

第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当社が交付した法第48条第1項の書面を入学申込・契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、入学申込・契約者は書面によって契約を解除することができます。

- ③. ①に記す契約の解除は、入学申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- ④. ①及び②に記す契約の解除があった場合、当社が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入学申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- ⑤. ④に記す契約の解除は、入学申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- ⑥. ①に記す契約の解除については、手数料は不要とし、入学申込・契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

## 8. 中途解約に関する事項

- ①. クーリング・オフ期間経過後においても、所定の手続きを経て、特定継続的役務提供等契約を解除（中途解約）することができます。前受金は返還いたしますが、次のA・Bの場合に応じ、以下に定める額を超えない範囲で解約損料を請求いたします。
  - A. 契約の解除が役務提供開始前である場合 ¥11,000
  - B. 契約の解除が役務提供開始後である場合（aとbの合計額）
    - a 提供された特定継続的役務の対価に相当する額
    - b 当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として政令で定める以下の額  
¥20,000 または1ヶ月分の学費に相当する額のいずれか低い額
- ②. ①の役務の対価の単価は（月・回数）をもって計算するものとします。
- ③. ①に記す契約の解除があった場合、当社が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入学申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- ④. ③に記す契約の解約時に、入学申込・契約者が当社に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、当社は入学申込・契約者に当該金額を返還するものとします。
- ⑤. 当社の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。
- ⑥. 返還金のある場合は、入学申込・契約者の指定する銀行口座にお振り込みする方法で速やかに返還するものとします。

## 9. 退学に関する事項

以下、いずれかに定める場合に該当したときは、退学処分として入学契約を解除することができるものとします。また、退学処分となった場合の学費の返還については前項の規定に従うものとします。ただし、注意・指導によっても改善が見られないと当社が判断した退学処分の場合には、学費の返還は一切行いません。

- ① 講師もしくは従業員の指示に従わず、他者に対する指導を妨害した場合。
- ② 教室の設備又は備品を故意又は過失により破損した場合。
- ③ 学費の支払いを怠った場合。

## 10. 休講に関する事項

台風・大雪・地震等の自然災害の影響によりやむを得ず休講となる場合、振替授業や学費の返金は原則として行いません。

## 11. 個人情報保護

契約時に収集した個人を識別することができる情報（以下、「個人情報」といいます。）に関しては以下に定める目的（これらと相当の関連性を有すると合理的に認められる目的を含みます。）のみに利用・保有・管理いたします。

- ① 指導全般・顧客管理・安全管理・個人面談等
- ② ご案内・各種印刷物の送付等
- ③ 集合写真、作品画像、広告物等
- ④ 美術関連の情報発信

法令が定める場合を除き、個人情報を第三者へ提供することはありません。

本契約に基づき提供された個人情報は、契約終了後も以上の目的の範囲内で適切に利用・保有・管理いたします。

入学申込者及び契約者が書面または電子メール等の方法により情報提供の停止を求めた場合、当社は個人情報の削除の対応を速やかに行います。

## 12. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

ローン提携販売又は割賦購入斡旋により役務提供を受ける場合には、割賦販売法に基づき当社に生じている事由をもって、金融機関からの支払請求に対抗できます。

## 13. 前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置はとっておりません。